

「人への投資」を求めて粘り強い協議を進め、「収入の向上」を獲得しよう! 賃金関係の「統一要求基準」を決定

中央委員会において総合生活改善闘争・春季方針を確認し、「営業支援策」「賃金改善」の取組み方針を決定しました。

賃金関係の取組みの目的・考え方としては、「組合員の生活の安定・向上」「『人への投資』を通じたモチベーション・働きがいの向上」「個人消費の拡大・下支えを通じた『経済の好循環実現』」を位置付け、特に「人への投資」の考え方については、社会的要請にもなっている「生産性向上」の視点から検討を深め、「人への投資」と「生産性向上」の好循環実現をめざすこととしました。こうした方向性の下で、一般情勢や業界情勢、労働界の動向、組合員の期待・納得感を踏まえ、営業職員関係・内勤職員関係それぞれの統一要求基準を決定しました。以下、要求策定の経緯や概要についてお伝えします。

営業職員関係



▲和歌山営業職員委員長

営業職員関係の要求は、厳しい募集環境を背景に、営業支援策の充実を最重要課題に掲げるとともに、月例給与については、6年連続の「向上」要求を行うこととしました。

特に今春闘では、営業職員の「ベストアドバイザー活動^{*}」にかかる1契約当たりの時間と労力が全体として一層増加していることも踏まえ、要求根拠の充実・補強に向けて検討を行いました。

- 顧客本位の業務運営等が一層求められる中、生保労連がこれまで提言してきた「ベストアドバイザー活動」をベースに、各々の活動に対する労働評価を主体に考える
- 「ベストアドバイザー活動」を一層推進し、生産性のさらなる向上につなげる
- 具体的には、保障性商品に関するお客さまニーズに沿った商品提案、外貨建て商品や健康増進型保険等の新型保険、税務取扱いルールが変更された法人契約等に関する丁寧な商品説明、高齢者等への適切な商品説明、顧客本位の業務運営の要請への適切な対応等、様々な要因により「ベストアドバイザー活動」にかかる1契約当たりの時間と労力が全体としてより一層増加していることも踏まえ、組合員の期待・納得感に最大限応える回答を求める
- 女性活躍の広がりや最低賃金の引上げ等を背景に、人材獲得競争が一層激化する中、多くの有能な人材を採用するとともに、長期勤続を促進していくためにも、積極的な賃金改善(人への投資)を通じて、生保産業の魅力度を一層高めていく必要がある

【営業支援策の充実】

厳しい募集環境の下、営業職員の収入の向上をはかるべく、営業支援策の充実を最重要課題として最大限の取組みを行う。各組合は、生保労連の取組み指針を参考とし、創意工夫をもった要求を行う。

【賃金改善】

①月例給与

「営業職員の実質的な収入の向上」をめざし、諸規定の改善、施策の確保・充実等について最大限効果的な取組みを行う。

②臨時給与

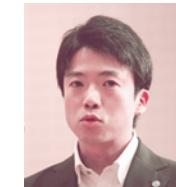
各組合は主体性を發揮する中で、「現行水準の確保・向上」をめざして取り組む。

生保労連は各組合の協議・交渉をしっかり後押ししていきます!

生保労連では、要求提出・回答期限日を右記の通り設定するとともに、2月～4月を「取組み強化期間」と設定し、最大限集中した統一取組みを推進していきます。

	要求提出期限日	回答期限日
営業職員関係	2月7日(金)	3月6日(金)
内勤職員関係	3月6日(金)	4月3日(金)

内勤職員関係



▲米田内勤職員委員長

内勤職員関係の要求は、一般情勢、業界情勢、そして「人への投資」が一層求められている現下の情勢を踏まえ、「年間総収入の向上」に取り組むこととしました。その向上にあたっては、月例給与および臨時給与のいずれでも取り組める形とすることで、各組合の状況に合わせて柔軟に取り組めるようにしています。今後は各組合のみなさんと密に情報連携しながら、統一闘争を展開していきたいと思います。

- 経済・景気動向、企業収益、雇用情勢がいずれも底堅く推移しており、物価についても緩やかな上昇が続いている
- 業界情勢は、2019年度に入り新契約年換算保険料など前年を下回る指標がある一方で、内部留保や契約者配当の充実は引き続きはかられている
- 労働界の動向としては、賃上げを求める潮流は継続しており、また、賃上げに対する社会的要請も高まっている
- 組合員の期待や社会的要請に応えていく必要があるとともに、足もとの業界情勢が厳しい状況にあるからこそ、産業・各社の持続的発展に向けて、生産性の向上につながる「人への投資」が求められている

●諸情勢や組合員の期待・納得感等を総合的に判断し、「組合員の生活の安定・向上」および「『人への投資』を通じたモチベーション・働きがいの向上」、さらには「個人消費の拡大・下支えを通じた『経済の好循環実現』」をはかる観点から、「年間総収入の向上」に取り組む。

●上記に向けては、以下の考え方(月例給与・臨時給与・年収制の区分ごとの要求基準)に基づき、各組合において、それぞれの課題認識を踏まえ、主体的かつ最大限の取組みを行う。

月例給与 「現行水準の確保・向上」をはかる。

−各組合は、「月例給与の改善要求」の取組みメニューを参考に、可能な限り、「現行水準の向上」に取り組む。

臨時給与 「現行水準の確保・向上」をはかる。

−各組合は、可能な限り、規定上の引上げもしくは昨春闘で獲得した特別対応分の確保・向上に取り組む。

年収制 「年間総収入の向上」をはかる。

統一要求基準

年間総収入の向上